

(3) 「学校いじめ防止基本方針」

I 「学校いじめ防止基本方針」について

習志野市立藤崎小学校では、「いじめ防止対策推進法第十三条」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

【いじめの定義】

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」
(いじめ防止対策推進法第二条関連)

【いじめの防止等の対策に関する基本理念】

いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうる。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校でも、いじめの防止等のための対策は、「いじめが全ての児童等に関係する問題である」ととらえ、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として」行っていく。また「全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することはしないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として」行っていく。さらに、「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、地域住民、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して」行っていく。
(いじめ防止対策推進法三条関連)

【学校及び職員の責務】

学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(いじめ防止対策推進法八条関連)

II 学校いじめ対策組織について

(いじめ防止対策推進法十九条関連)

(1) 「いじめ防止・生徒指導委員会」

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、いじめ防止対策教員、養護教諭、専科教員、その他の分掌主任

＜活動＞

- いじめの早期発見と未然防止に関すること
- いじめ事案に対する対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深めること
- その他、校内の生徒指導や特別支援を必要とする児童に関すること。

＜開催＞

月 1 回を定例会とする。

(2) 「いじめ防止対策委員会」

＜構成員＞

人権擁護委員、スクールカウンセラー、PTA 会長、学校医
校長、教頭、いじめ防止対策教員、生徒指導主任、養護教諭

＜活動＞

○いじめアンケート集計結果の分析、いじめの認知に関すること

○いじめ事案に対する校内の対応に関すること

＜開催＞

学期 1 回、または、いじめ事案発生時

Ⅲ いじめの未然防止と早期発見に関する基本的な事項

1 基本施策

(1) いじめの未然防止等に関する措置（いじめ防止対策推進法十五条関連）

①児童自らがいじめについて学ぶ機会（学校から暴力や暴言を排除）

○各学年による人権教室開催（人権擁護委員の話）

○道徳授業の充実（年間指導計画への位置づけ）

○豊かな人間関係づくりプログラム

②児童自らが取り組む機会

○計画委員会などの委員会活動

○たてわり活動

○学級活動

○市や地域の活動参加

③授業研究や教職員研修

○生徒指導の機能を生かした授業の展開（自己存在感、自己決定の場）

○教師の不適切な発言や体罰がいじめを助長することへの配慮

○体験活動の充実

○ソーシャルスキル・トレーニング

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

（いじめ防止対策推進法十九条関連）

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルに関する研修を行う。

⑤地域・保護者への啓発活動

○学校説明会・学級懇談会・地域町づくり会議・学校ミニ集会

○学校便りや学校 HP、人権教室の開催

○藤崎小学校いじめ防止基本方針の説明

(2) いじめの早期発見のための措置

(いじめ防止対策推進法十六条関連)

①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ・いじめアンケート 年3回(5月・10月・1月)
- ・教育相談アンケート 年3回(5月・10月・1月)
- ・学校生活アンケート 年1回(12月)
- ・学級担任による聞き取り調査 年3回(5月・10月・1月)
- ・学年・学校による聞き取り調査 年3回(5月・10月・1月)

②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行えるよう、次の通り相談体制の整備を行う。

- ・教育相談員による面談(週3日)
- ・いじめ相談窓口の設置(教頭・いじめ防止対策教員2名)

(いじめられたり、いじめを見つけたりしたら相談する勇気をもつように指導する)

③いじめ問題のための方策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための方策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、観察力を磨くなどいじめの早期発見に関する職員の資質向上を図る。

④学校以外にも、市、県、国の相談機関があることの周知を図る。

(千葉県教育委員会発行のいじめ防止啓発カード等参照)

IV いじめの相談・認知・通報に関する基本的な事項

(いじめ防止対策法二十三条関連)

①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

→事実関係の把握においては、児童や保護者だけの話だけに頼らず、現場等を複数教員が確認し、第三者の児童の話などから、客観的に事実の有無を確認する。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童の保護者に対する支援といじめを行った児童へとその保護者への助言を継続的に行う。

→児童同士のトラブルが訴えられた場合は、複数教員で対応する。それぞれの児童と保護者に専任の教員を担当させ対応する。

③いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

→スクールカウンセラーが在室する部屋を用意し、保護者と相談して学習をさせる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

→事実の確認とおたがいの保護者の主張を文書にまとめ、情報の共有化を図る。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

→習志野市教育委員会、習志野警察署

⑥加害者、被害者にとどまらず観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている傍観者に対しては、学級指導、学年・全校集会あるいは保護者会を開く等して十分に理解が得られるようにする。

V 重大事態への対応について（いじめ防止対策推進法二十八条～三十三条関連）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、習志野市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上の組織による調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

VI 公表・点検・評価等について（いじめ防止対策推進法三十四条関連）

（１）公表

毎学期に行われる「いじめアンケート」による集計結果は、学校だよりで保護者に公開し、いじめ対策における保護者の協力を求めている。また、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載して周知する。

（２）経過観察

「いじめアンケート」による集計結果から、

- ① いじめを訴えた児童数
- ② いじめの認知件数
- ③ いじめの解消状況

をまとめ、それぞれにおけるその後の経過観察を続ける。

「いじめアンケート」保管

- ① いじめを訴えた児童のアンケート（**１０年保存**）
- ② その他の児童のアンケート（５年保存）

＊ ①②については、各児童について個別の教育支援計画等の記録を作成する。

＊ 被害者児童が心身の苦痛を感じていないか、いじめに係る行為が休んでいる状態が継続しているか（３か月を目安）を見守る。

（３）評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の【項目２・５】設問の説明でいじめ問題に関して自校の取り組みを評価してもらう。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

→【項目２】学校教育目標「豊かな心をもつ藤っ子の育成」達成のため、学校では子どもたちの「基本的な生活習慣育成」や「豊かな人間関係づくり」に取り組んでいる。

→【項目５】学校は、家庭や地域と協力をして、子どもたちが落ち着いて生活できる校舎内外の環境づくりに取り組んでいる。

（４）その他

・学校いじめ防止基本方針については、定期的に見直しを図り、より実効的なものとなるようにしていく。

・毎年４月は学年が変わり、子ども同士の人間関係が変わるので、ストレスがたまったり、情緒不安定になったりしやすい。いじめ防止啓発強化月間とする

- ・発達障害を含む障害のある児童については個別の支援計画を活用した情報共有を行いつつ、児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び・支援を行う。
- ・いじめは再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。いじめが解消に至ってない場合には、被害者児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。